

令和元年十一月八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
 (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一大規模小売店舗の名称及び所在地
 スーパードラッグアサヒ弘前堅田店

青森県弘前市大字宮川一丁目二の二三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 浅野雅晴	株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 荒川孝男
元・五・四	年変月日更

- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	年月日更
-------	-------	------

株式会社横浜ファーマシー
弘前市大字末広二丁目二の一〇
代表取締役 浅野雅晴

株式会社横浜ファーマシー
弘前市大字末広二丁目二の一〇
代表取締役 荒川孝男

令和
五
・
四

四 届出年月日

令和元年五月三十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和元年七月八日から同年十一月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和元年十一月八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
 (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規
模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三

項の規定により次のとおり公告する。

令和元年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ青森中央店
青森県青森市東大野二丁目一の三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 浅野雅晴	株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 荒川孝男
元令和 五・四	元令和 五・四

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 浅野雅晴	株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 荒川孝男
元令和 五・四	元令和 五・四

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができます。

る。

1 提出期限

令和元年十一月八日

提出先

青森県商工労働部商工政策課

2 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由
- (四) 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ青森西バイパス店・ユニクロ青森三好店
青森県青森市大字石江字三好二丁目二の二二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 浅野雅晴	株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 荒川孝男
元令和 五・四	元令和 五・四

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに
代表者の氏名

変更前	変更後
令和元年五月三十一日	株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 浅野雅晴
期間	株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 荒川孝男
年月日	元令和 年月日 年月更 年月日

四 届出年月日

令和元年五月三十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和元年七月八日から同年十一月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

六 意見書の提出

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和元年十一月八日

2 提出先
青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由

4 言語
意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングパークむつ

青森県むつ市中央一丁目一四九外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングパークむつ

青森県むつ市中央一丁目一四九外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後
年月日	年月日
変更前	変更後
年月日	年月日
変更なし	変更なし
変更なし	変更なし
元令和 年月日 年月更	元令和 年月日 年月更

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに
代表者の氏名

変更前	変更後
年月日	年月日
変更前	変更後
年月日	年月日
変更なし	変更なし
変更なし	変更なし
元令和 年月日 年月更	元令和 年月日 年月更

3 記載事項	株式会社横浜ファーマシー 代表取締役 浅野雅晴	株式会社横浜ファーマシー 代表取締役 荒川孝男	令和 元・五・四
2 提出先	株式会社横浜ファーマシー 代表取締役 岡田義則	株式会社横浜ファーマシー 代表取締役 北島常好	変更なし
1 提出期限	令和元年十一月八日	令和元年五月三十一日	変更なし

この公報に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 届出年月日
令和元年十一月八日

2 提出先
青森県商工労働部商工政策課

3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、むつ市役所にあっては、その執務時間内とする。

4 届出年月日
令和元年五月三十一日

5 届出書の綴覧
青森県商工労働部商工政策課及びむつ市役所

6 意見書の提出
青森県商工労働部商工政策課及びむつ市役所

四 届出年月日	青森県知事 三 村 申 吾	大規模小売店舗の変更の届出
三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名	青森県上北郡おいらせ町高田六九の一 スレバードラッグアサヒ下田店	大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。
二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名	青森県上北郡おいらせ町高田六九の一 スレバードラッグアサヒ下田店	大規模小売店舗（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。
一 大規模小売店舗の名称及び所在地	青森県上北郡おいらせ町高田六九の一 スレバードラッグアサヒ下田店	大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。
変 更 前	変 更 前	4 言語 意見書は、日本語により記載すること。
変 更 後	変 更 後	（一）意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所 （二）意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称 （三）意見及びその理由
元 令 和 元 年 五 月 八 日	元 令 和 元 年 五 月 八 日	

五 届出書の縦覧
令和元年五月三十一日

1

場所
青森県商工労働部商工政策課及びおいらせ町役場

2

期間
令和元年七月八日から同年十一月八日まで

3

時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、おいらせ町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限
令和元年十一月八日

2 提出先
青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由
4 言語
意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年七月八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
スープードラッグアサヒ三沢店

青森県三沢市大字三沢字堀口九四の二四二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 浅野雅晴	株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 荒川孝男
令和元年五月三十一日	令和元年五月四日

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 浅野雅晴	株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 荒川孝男
令和元年五月三十一日	令和元年五月四日

四 届出年月日
令和元年五月三十一日

五 届出書の縦覧
1 場所
青森県商工労働部商工政策課及び三沢市役所

2 期間
令和元年七月八日から同年十一月八日まで

3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

変更前	
変更後	
年月日 変更	

大規模小売店舗の名称及び住所並びに代表者の氏名	変更前	変更後
株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 浅野雅晴	スレーパードラッグアサヒ弘前大町店	青森県弘前市大字取上一丁目一の一外
株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 荒川孝男	元・五・四	年月日 変更

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

2 提出先
青森県商工労働部商工政策課
記載事項

4 提出期限
令和元年十一月八日

5 届出書の縦覧
青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所
期間
令和元年七月八日から同年十一月八日まで

6 意見書の提出
株式会社横浜ファーマシー
弘前市大字末広二丁目二の一〇
代表取締役 荒川孝男
元・五・四

大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。
令和元年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一大規模小売店舗の名称及び所在地
スレーパードラッグアサヒ弘前大町店

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
青森県弘前市大字取上一丁目一の一外

1 提出期限
令和元年十一月八日

2 提出先
青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三

項の規定により次のとおり公告する。

令和元年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ十和田店

青森県十和田市大字相坂字白上二四八の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 浅野雅晴	株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 荒川孝男
元令和 五・四	元令和 五・四

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 浅野雅晴	株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 荒川孝男
元令和 五・四	元令和 五・四

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができます。

る。

1 提出期限

令和元年十一月八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ野辺地店

青森県上北郡野辺地町字二本木四六の一先

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 浅野雅晴	株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 荒川孝男
元令和 五・四	元令和 五・四

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに
代表者の氏名

変更前	変更後
令和元年五月三十一日	株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 浅野雅晴
届出年月日	年月日
元和 五・四	令和 年月日

四 届出年月日
令和元年五月三十一日

五 届出書の縦覧
1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び野辺地町役場

2 期間

令和元年七月八日から同年十一月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、野辺地町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和元年十一月八日

3 記載事項
青森県商工労働部商工政策課

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語
意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグアサヒ鰯ヶ沢店

青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字舞戸町字西禿一八の外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 浅野雅晴	株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 荒川孝男
届出年月日	年月日
元和 五・四	令和 年月日

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 浅野雅晴	株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 荒川孝男
届出年月日	年月日
元和 五・四	令和 年月日

四 届出年月日
令和元年五月三十一日

五 届出書の縦覧
1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び鰯ヶ沢町役場

2 期間

令和元年七月八日から同年十一月八日まで
時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、鰺ヶ沢町役場にあつては、その執務時間内とする。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和元年十一月八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号

(印刷所・販売人)
青森市東奥印刷株式会社

定価小口一枚二付十五円四十四銭
毎週月・水・金曜日発行